

姫路市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領

1 趣旨

この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）の同項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の法第30条第1項並びに法第31条第1項の規定に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）並びに建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づくその性能確保計画の変更が省令第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下「性能確保計画軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「性能確保計画軽微変更該当証明書」という。）並びに第29条の規定に基づくその性能向上計画の変更が省令第25条の軽微な変更（以下「性能向上計画軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「性能向上計画軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める申請、並びにその他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号。以下「手数料条例」という。）に規定する姫路市長（以下「市長」という。）が工場等として定める建築物は、法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る建築物の非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物とする。

2 登録建築物エネルギー消費性能等判定機関による適合性判定の実施

- (1) 法第14条第1項の規定に基づき、市長は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の適合性判定の全部を行わせるものとする。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、(1)の適合性判定の業務を開始する日は、平成29年4月1日とする。

3 技術的審査適合証

性能向上計画認定を受けようとする者は、当該認定の申請を行う前に、当該申請に係る

建築物又はその部分が法第30条第1項第1号に定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合することについて、登録性能等判定機関（兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱（平成28年4月1日制定。（以下「兵庫県適合性判定等要綱」という。）第2条に規定する登録性能等判定機関をいう。以下同じ。）に対して誘導基準技術的審査適合証（誘導基準に適合するものである旨を証する登録性能等判定機関が作成した書面をいう。以下同じ。）の作成に係る申請をしなければならない。

4 所管行政庁が必要と認める図書

- (1) 法第14条によらない場合の適合性判定の申請に係る省令第3条第1項（省令第9条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

ア 添付図書一覧表（様式1）

イ 申請手数料算定表（様式2）

ウ 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの。

（ア） 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）

（イ） 変更床面積算定に係る求積図（（ア）に係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表

エ 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあつては、当該性能向上計画認定の通知書の写し及び申請書の写し

オ 基準省令附則第2条又は第3条の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際（平成28年4月1日）に現に存する建築物であることを確認できる書類の写し

カ その他市長が必要と認める図書

- (2) 性能向上計画認定の申請に係る省令第20条第1項又は省令第23条第2項1号に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるア又はイ及びウからケの書面とする。

ア 誘導基準技術的審査適合証

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「令和4年改正基準省令」とい

う。)の施行の際(平成4年10月1日)現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合するものに限る。)にあっては、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4(品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-2(2)イ①に規定する設計一次エネルギー消費量が、同イ②に規定する基準一次エネルギー消費量を下回る場合に限る。)、等級5又は等級6に適合している場合)に限る。)の写し

ウ 添付図書一覧表(様式4)

エ 申請手数料算定表(様式5)

オ 法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更に係る申請の場合にあっては、次に掲げるもの。

(ア) 変更床面積算定表(変更様式1)及び変更床面積算定表の別紙(変更様式2)

(イ) 変更床面積算定に係る求積図((ア)に係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの)及び求積表

カ 法第30条第2項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る性能向上計画が、建築主事又は建築副主事による建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査(建築基準法第18条第5項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を含む。)を要するものである場合にあっては、同法第18条の2第1項の規定により市長から委任された指定構造計算適合性判定機関が作成した当該性能向上計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定した旨を証する書面又はその写し

キ 法第30条第2項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る性能向上計画が、適合性判定を受けなければならないものである場合にあっては、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し

ク 令和4年改正基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用がある場合にあっては、基準省令の施行の際(平成28年4月1日)に現に存する建築物であることを確認できる書類

ケ その他市長が必要と認める図書

(3) 姫路市建築確認申請手数料等徴収条例(平成12年姫路市条例第12号。以下「手数料条例」という。)第2条第80号及び第83号に係る変更しようとする

部分の床面積並びに同条第81号及び第84号に係る変更した部分の床面積の合計の算定方法は、変更部分の床面積の算定方法（別紙）によることとする。

5 所管行政庁が不要と認める図書

(1) 法第14条によらない場合の適合性判定の申請に係る省令第3条第1項（省令第9条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別に市長が不要と認める図書とする。

(2) 性能向上計画認定の申請に係る省令第20条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は次に掲げる図書とする。

ア 4(2)ア又はイに掲げる図書を添えたものにあつては、省令第20条第1項の表の(い)項の仕様書（仕上げ表を含む。）、各部詳細図及び各種計算書並びに(ろ)項に掲げる図書（住宅部分については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書）。ただし、適合性判定を受けなければならない場合の法第29条第3項に規定する他の建築物に係るものを除く。

イ その他市長が不要と認めるもの

6 申請の時期

性能向上計画認定の申請（法第29条第1項の規定に基づく申請であつて法第34条第3項の規定を適用しようとするものを除く。）は、当該計画に係る法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能（以下「エネルギー消費性能」という。）の一層の向上のための建築物の新築等（エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への同号に規定する空気調和設備等（以下「空気調和設備等」という。）の設置又は建築物に設けた空気調和設備の改修をいう。）（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）の着工前に行わなければならない。

7 申請に係る図書の提出

(1) 性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請をしようとする者は、様式7による申請書の正本1通及び副本1通に、省令第4条第1項に規定する図書及び4(1)に規定する図書を市長に提出しなければならない。この場合、4(1)ウにおいて「法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請」とあるのは、「性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請」と読み替える。

(2) 性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請をしようとする者は、様式8による申請書の正本1通及び副本1通に、省令第26条に規定する図書及び

4（２）に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。この場合、4（２）オにおいて「法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更に係る申請」とあるのは、「性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請」と読み替える。

8 登録性能判定等機関への審査依頼

市長は、適合性判定の申請、性能向上計画認定の申請（4（3）ア又はイに掲げる書面が添えられたものを除く。）又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請がなされた場合にあっては、適合性判定、性能向上計画認定又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書に係る審査を登録性能判定等機関に依頼することができる。

9 性能向上計画の通知

- （１） 市長は、法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により性能向上計画を通知する場合は、様式9による通知書を添えて行うものとする。
- （２） 建築主事等は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項の規定により、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、知事に対して様式10による確認済証を交付するものとする。
- （３） 建築主事等は、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、知事に対して様式11による通知書を交付するものとする。
- （４） 建築主事等は、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、知事に対して様式12による通知書を交付するものとする。
- （５） 建築主事等は、（１）により通知された性能向上計画の申請書（その添付図書を含む。以下この条及び次条において同じ。）に不備があり、又は当該申請書の記載事項に不明確な点があるときは、知事に対して様式13による通知書を交付するものとする。

10 性能向上計画認定又は性能基準適合認定の申請に関する追加説明等

- （１） 市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき又は性能向上計画に不備があり、若しくは性能向上計画の記載事項に不明確な

点があるときは、申請者に対して性能向上計画の補正又は追加説明を求めるものとする。

- (2) 市長は、9 (4) 又は (5) による通知書の交付があったときは、(1) の規定を準用するものとする。

1 1 標準処理期間

性能向上計画認定の申請の審査に係る標準的な処理期間は、次に定めるものとする。ただし、休日並びに補正及び追加説明に要する日数は含まない。

- (1) 一戸建ての住宅に関する申請にあっては、当該申請書を受理した日から21日、それ以外の申請にあっては、当該申請書を受理した日から28日
- (2) 当該認定の申請に係る要綱第3条に規定する書面を添付している場合にあっては、第1号の期間から14日を減じた期間
- (3) 法第30条第2項の規定の適用がある場合においては、前各号による期間に、当該申請に係る建築物が建築基準法第6条第1項第3号に掲げるものにあっては7日、それ以外のものにあっては35日を加えた期間

1 2 軽微変更該当証明書の交付

- (1) 市長は、性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能確保計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式18による証明書を副本に添えて交付するものとする。
- (2) 市長は、性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能向上計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式19による証明書を副本に添えて交付するものとする。

1 3 認定しない旨の通知

市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、その旨及びその理由を記載した様式20による通知書を当該申請者に交付するものとする。

1 4 申請の取下げ

申請者は、適合性判定又は性能向上計画認定の申請を取り下げようとするときは、様式24による申出書を市長に提出するものとする。

1 5 報告の徴収

- (1) 法第15条第1項の規定により市長が建築主等（法第2条第1項第4号に定める建築主等をいう。以下同じ。）に対して、法第10条第1項に規定する性能基

準に適合させなければならない建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式 28 による報告書とする。

- (2) 市長から法第 11 条第 6 項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付を受けた者は、同条第 2 項に規定する計画の軽微な変更（省令第 28 条の規定に基づく書面の交付を受けた計画の軽微な変更を除く。）を行ったときは、様式 34 による報告書の正本 1 通及び副本 1 通を市長に提出するものとする。
- (3) 性能向上計画認定を受けた者は、認定を受けたエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、様式 30 による報告書の正本 1 通及び副本 1 通に建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）及び建築士による工事監理報告書又はこれに代わる図書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。
- (4) 性能向上計画認定を受けた者は、前項により難い場合は、様式 31 による報告書の正本 1 通及び副本 1 通に、検査済証及び工事施工者によるエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。
- (5) 法第 32 条により市長が性能向上認定を受けた者に対して、認定を受けた性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めた場合の標準的な様式は、様式 32 による報告書とする。
- (6) 性能向上計画認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、様式 33 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通に認定通知書、認定申請書の副本及びその他添付図書を添えたものを、市長に届け出るものとする。
- (7) 市長から適合性判定通知書の交付を受けた者又は性能向上計画認定を受けた者は、当該適合性判定に係る建築物の新築、増築若しくは改築又は当該性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了するまでの間に適合性判定の計画書又は性能向上計画の申請書の第 2 面の記載事項に変更があった場合においては、様式 36 の 2 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通を市長に届け出るものとする。

16 指示・命令等

- (1) 市長が法第 13 条第 1 項の規定に基づき違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、様式 37 による命令書により建築主等に通知するものとする。
- (2) 市長が法第 33 条の規定に基づき性能向上計画認定に係る建築物の改善に必要

な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式４０による命令書とする。

１７ 取消しの通知

市長は、法第３４条の規定に基づき法第３０条第１項の認定を取り消したときは、様式４１による通知書により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする。

１８ その他

この要領に定めるもののほか、法の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年３月２６日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和４年１０月１日から施行する。

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

変更部分の床面積の算定方法

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号。以下「手数料条例」という。）第2条第80号及び第83号に係る変更しようとする部分の床面積並びに同条第81号及び第84号に係る変更した部分の床面積は、次により算出する。

第1 次の各号に掲げる面積の合計を変更部分の床面積の合計とする。

(1) 評価方法、建築物の面積の増減等の変更

次の表の変更欄に掲げる変更の区分に応じ同表の面積欄に掲げる面積の合計

	変更	面積
ア	評価方法の変更（非住宅部分の評価に使用するモデルの変更（集会所モデルにおける「計算対象室用途」の変更を含む。）を含む。）	評価方法の変更部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含む。）の床面積（評価に使用するモデルの変更部分の床面積を含む。）
イ	建築物の床面積が増加又は減少する変更	増加部分又は減少部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含み、アの部分を除く。）の床面積。ただし、増加部分と減少部分がある場合は、それぞれの部分の床面積の合計
ウ	平面計画の変更により、変更前の室と変更後の室の対比が困難な部分として申請者が申し出る部分における変更	申請者が申し出る部分の床面積（ア及びイの部分を除く。）

(2) 室用途等、外皮及び設備の変更

前号による変更に係る部分を除いた建築物の部分（以下「第1号以外の部分」という。）において、変更する室（変更した室を含む。以下同じ。）の床面積の合計に変更割合（外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備のうち、第1号以外の部分において評価の変更をするものの数を第1号以外の部分の変更前及び変更後のエネルギー消費性能の評価において評価を要するものの数で除した値をいう。）を乗じて得られる面積

ここで、変更する室とは、室用途等（建築物の用途並びに室の仕様のうち、用途、面積、天井高及び室指数（室の間口及び室の奥行を含む。）をいう。以下同じ。）の一以上の変更又は外皮、空気調和設備（外皮を除く。以下同じ。）、機械換気設備、照明設備若しくは給湯設備の一以上についての評価の変更（エネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更に伴うものをいう。以下同じ。）を要する室をいう。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる室は、変更する室としない。

(ア) 変更前、変更後のいずれにおいても外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備の全てについて、エネルギー消費性能の評価に影響しない室

(イ) 第1号以外の部分における、変更に係る全ての室が室用途等の変更のみの場合の当該室

なお、次の(ア)から(エ)までに掲げる変更にあつては、それぞれに定めるところによる。

(ア) 方位の変更 外皮の変更としない。

(イ) 外皮の変更 変更する外皮を有する室を変更する室とする。

(ウ) 給湯の変更 給湯箇所（給湯栓設置箇所）の室を変更する室とする。

(エ) 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプの変更 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプを設置する室を変更する室とする。

第2 第1の変更部分の床面積の合計が0㎡の場合であつて、計画の変更が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第1の規定にかかわらず、変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする（「変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする」とは、手数料条例における変更部分の床面積の合計が300㎡未満のものの区分を適用することをいう。）。

(1) 方位、階高の変更

(2) 昇降機、太陽光発電設備、コージェネレーション設備の変更

(3) 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプのうち、屋外に設置されるものの変更

(4) 室用途等のみの変更

(5) その他エネルギー消費性能の評価に影響する変更

【解説】

・「建築物のエネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更」とは、エネルギー消費性能を計算するプログラムを使用する場合にあつては、計算結果に影響する入力項目についての入力値（数値、文字等）の変更をいい、計算結果が変わらない入力値の変更を含む。

・「変更前及び変更後のエネルギー消費性能の評価において評価を要するものの数」とは、

変更前の計算を要する項目：換気設備、照明設備

変更後の計算を要する項目：外皮、空気調和設備、照明設備

である場合、

変更前及び変更後の計算を要する項目：外皮、空気調和設備、換気設備、照明設備となり、その数は4となる。